

議案第9号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口北児童クラブの定員を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成27年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の表大口南児童クラブの項中「75名」を「75人」に、同表大口北児童クラブの項中「110名」を「135人」に、同表西っ子ファミリーの項中「40名」を「40人」に、同表大口西児童クラブの項中「45名」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

| 新 | | | 旧 | | |
|-------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|-------------|
| (名称、位置及び定員) | | | (名称、位置及び定員) | | |
| 第3条 略 | | | 第3条 略 | | |
| 名称 | 位置 | 定員 | 名称 | 位置 | 定員 |
| 大口南児童クラブ | 大口町御供所三丁目2 58番地 (大口南児童センター内) | <u>75人</u> | 大口南児童クラブ | 大口町御供所三丁目2 58番地 (大口南児童センター内) | <u>75名</u> |
| 大口北児童クラブ | 大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内) | <u>135人</u> | 大口北児童クラブ | 大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内) | <u>110名</u> |
| 西っ子ファミリー | 大口町余野六丁目43 9番地 (大口西児童センター内) | <u>40人</u> | 西っ子ファミリー | 大口町余野六丁目43 9番地 (大口西児童センター内) | <u>40名</u> |
| 大口西児童クラブ | 大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内) | <u>45人</u> | 大口西児童クラブ | 大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内) | <u>45名</u> |

改正要旨

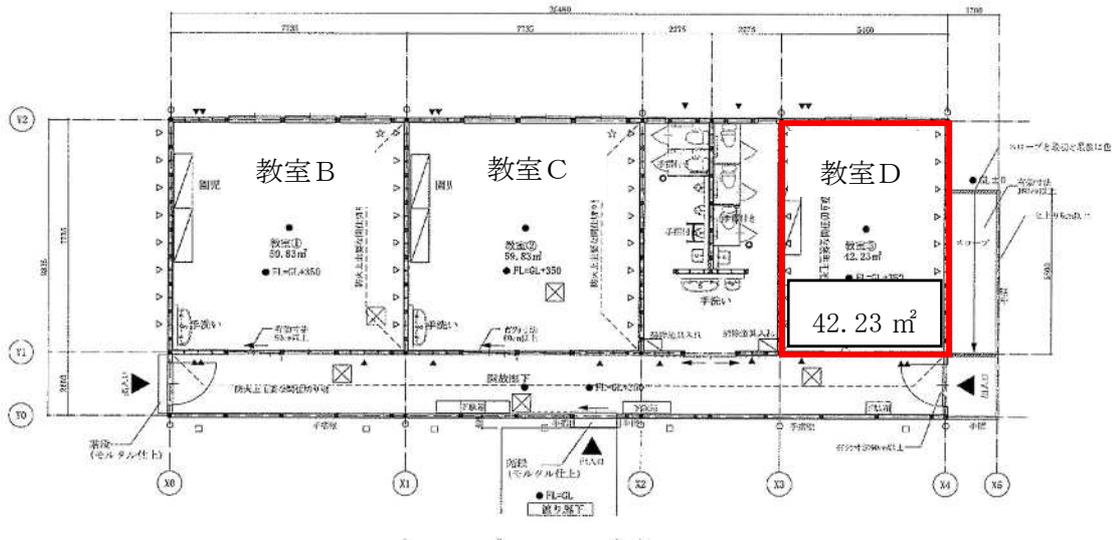
1 改正の趣旨

大口北児童クラブの利用者が急激な増加傾向にあるため、既存施設の利用方法を見直し、受け入れ可能な児童数の定員を変更することに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 定員の変更

大口北児童クラブが利用する一時利用専用の部屋（教室D）を利用し、大口北児童クラブの定員を110人から25人増員の135人に変更するものです。



※変更内容の根拠

教室D面積 42.23 m² 1人あたり面積要件 1.65 m²

収容人数 42.23 m² / 1.65 m² ≒ 25人

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。